

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項（同法第八十七条第一項及び第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第一項各号、第二十八条第一項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第六十八条の十第一項、第九十七条の六並びに別表第二（と）項第四号、（ぬ）項第四号及び（る）項第二号（同法第八十七条第二項又は第三項において同法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「あつては同号ロに掲げる全ての規定」の下に「、同号ハに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ハに掲げる全ての規定」を加える。

第十九条第二項第四号中「保育所」の下に「及び利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」を加える。

第百九条の二の二第一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百十二条第一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加え、同条第四項中「、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合する」を「、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するもの並びにその構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める」に改め、同条第五項中「限る。」とした建築物又は「を」限り、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。」とした建築物又は「に改め、同条第十一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百二十八条の三第五項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百三十条の九第一項中「及び液化ガス」の下に「、圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備

（これと一体として設置されるこれらのガスを貯蔵するものを含み、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガス」を加える。

第三百三十六条の二の十一第一号ロ(1)中「イ(1)」を「ロ(1)」に改め、同号ロ(2)中「イ(2)」を「ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(1)中「法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）」を「イ(1)に掲げる規定並びに」に改め、「法第三十七条」を削り、同号イ(2)中「第二章」を「イ(2)に掲げる規定並びに第二章」に改め、「第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び法第

三十七条の規定

(2) 第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

（型式適合認定に関する経過措置）

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの建築基準法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式は、それぞれこの政令による改正後の建築基準法施行令第三百三十六条の二の十一第一号ロ又はハに掲げる規定に適合するものであることの同項の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

社会経済情勢の変化に鑑み、型式適合認定の対象となる建築物の部分及び一連の規定の範囲の見直しを行うとともに、建築物の採光、防火、避難及び用途に関する規制の合理化を図る必要があるからである。